

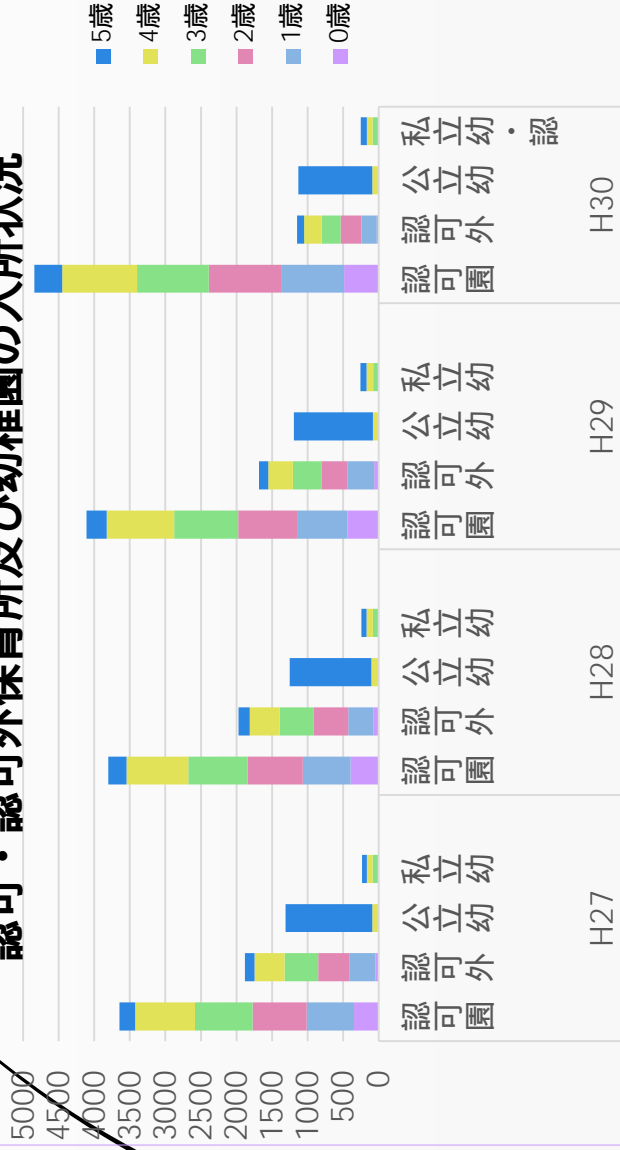
3. 沖縄県における保育状況

沖縄県においては、その歴史的な経緯もあり、認可保育所の整備が遅れたことから、保育所入所待機児童数が東京に次いで多くなっている。

また、認可外保育施設が保育機能を有する施設として地域に根差し、広く一般的に社会的に認識され、利用児童数が多いこともその特徴である。

さらに、5歳児においては、公立小学校に併設された幼稚園に通うことが慣例となっており、その割合は約67%となっている。

認可・認可外保育所及び幼稚園の入所状況



沖縄市（県）の特徴

➤認可外保育施設について

- ・施設数、受入児童数ともに東京都に次いで2番目に多い

順位	1	2	3	4
施設数	東京都 (1,319)	沖縄県 (338)	埼玉県 (212)	愛知県 (158)
受入児童数	東京都 (33,660)	沖縄県 (15,223)	兵庫県 (4,392)	埼玉県 (3,928)

厚生労働省Press Releaseより(平成28年3月31日現在)

➤5歳児の保育環境について

- ・5歳児は小学校に併設されている公立幼稚園に通うことが慣例となっている。

(背景)

沖縄県では、平成26年度まで放課後見クラブで幼稚園の預かりを行っていたことから、5歳児については午前は公立幼稚園、午後は放課後児童クラブへ通うことが慣例となっていた。

その結果

認可保育所・・・5歳児保育が十分でない

公立幼稚園・・・ほぼ5歳児の受け入れが中心

4. 地域型保育事業について

▶ 0歳児～2歳児（小規模保育事業等における家庭的な保育）

少人数の家庭的な雰囲気
の保育ニーズに対応
多様なスペースを活用し
た保育の提供が可能

連携施設からの支援を受けながら
質の高い保育を行う。
・ 保育支援
・ 代替保育
・ 卒園後の受け皿



連携施設へのスムーズな接続を図る

▶ 3歳児～5歳児（連携施設における集団による幼児教育）

集団による幼児教育の提供

保幼小の連携による
取り組み



小学校へのスムーズな接続を図る

0歳児～2歳児・・・『少人数』による家庭的な保育の提供
3歳児以上・・・『集団』による幼児教育の提供

5. 地域型保育事業における連携施設について

本市の整備状況

小規模保育事業・・・15施設

事業所内保育事業・・・2施設

地域型保育事業（17施設）の連携先

保育内容の支援	・・・16施設	公立保育所
代替保育	・・・16施設	私立認定こども園 公立保育所
卒園後の受け皿	・・・8施設 8施設 1施設	私立認定こども園 公立保育所 私立保育園等 公立・私立園

保育内容の支援 (基本的に公立保育所対応)

- 公立保育所全体で各地域型保育事業との連携協定を結んでいる
公立保育所研修への参加
保育アドバイザーによる巡回支援など

代替保育 (基本的に公立保育所対応)

- 公立保育所全体で各地域型保育事業との連携協定を結んでいる

卒園後の受け皿 (公立保育所及び私立保育園対応)

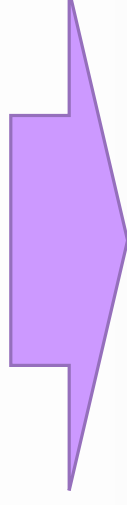
- 公立保育所においては、0歳児から2歳児の定員を抑え、3歳児以上児の定員を引き上げることで、1施設で複数の施設との連携が図れるような定員設定としている

6. 連携施設の課題

連携施設の役割の重要性

保護者が安心して地域型保育事業の施設へ預けるためにも、3歳からの幼児教育等を担う卒園後の教育・保育施設等の役割は大きい。

(**現状**、本市の地域型保育事業17施設は全て連携施設を確保しているが、**今後は**……。)



連携施設を担える教育・保育施設等の確保が難しい!!!

認可保育所の場合

- 2歳児と3歳児の定員に差がほぼ無い
- 保育士不足により、他園の支援まで対応できない

【施設数】

公立保育所 (7 施設 今後 5 施設に集約予定)
私立保育園等 (4 7 施設)
認定こども園 (2 施設)

幼稚園の場合

- 本市の状況として、幼稚園はほぼ公立による運営となっているが3歳からの受入れを行っていない
- 私立幼稚園においても、土曜及び長期休暇等の理由で保育ニーズには対応できない

【施設数】

公立幼稚園 (1 6 施設)
私立幼稚園 (2 施設)

7. 保育所型事業所内保育事業について

他の地域型保育事業と異なり、自由に定員設定が出来る。

自由な定員設定が可能

大規模な保育所が作れる



保育所の場合 (例：定員100名)
• 0歳児： 6名
• 1歳児： 18名
• 2歳児： 18名
• 3歳児： 20名
• 4歳児： 20名
• 5歳児： 18名

小規模保育事業の場合 定員19名以下 (例：定員18名)
• 0歳児： 6名
• 1歳児： 6名
• 2歳児： 6名

保育所型事業所内保育事業の場合 定員20名以上 (例：定員45名)
• 0歳児： 9名 (内、地域枠3名)
• 1歳児： 18名 (内、地域枠6名)
• 2歳児： 18名 (内、地域枠6名)

保育所と同じ
設定も可能

集団保育が可能な定員設定となっている保育所型事業所内保育事業の場合、継続して入所した方が良いのでは？

8.提案内容

保育所型事業所内保育事業において、現行制度でも3歳児以上の児童の新規受入や定員の設定が可能であることを明確化する

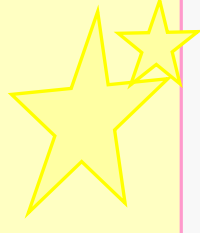
個々の発達過程に応じた適切な支援等が可能な保育所型事業所内保育事業については、連携施設の確保を不要とする

9. 提案が実現した場合のメリット

- 3歳児以降に転園を行う必要がなくなる
- 連携施設の設定がなくても認可が可能となる
- 大規模な施設整備の促進につながる

10.最後に

- ・ 現行制度においても、特例給付により5歳まで預かることは可能であると思われませんが、0歳児から5歳児までの定員が設定できよう**明確して頂きたい**と考えています。
- ・ **今後は益々、連携施設の設定は困難になるのではないかと危惧**しています。
- ・ 今回の提案としては**発達過程に応じた適切な保育が可能**な「保育所型事業所内保育事業」による**受入れ児童の対象年齢の拡充**としています。



地方分権改革に関する提案

農地中間管理事業における農用地利用配分
計画認可の県から市町村への権限移譲及び
縦覧期間の短縮又は廃止

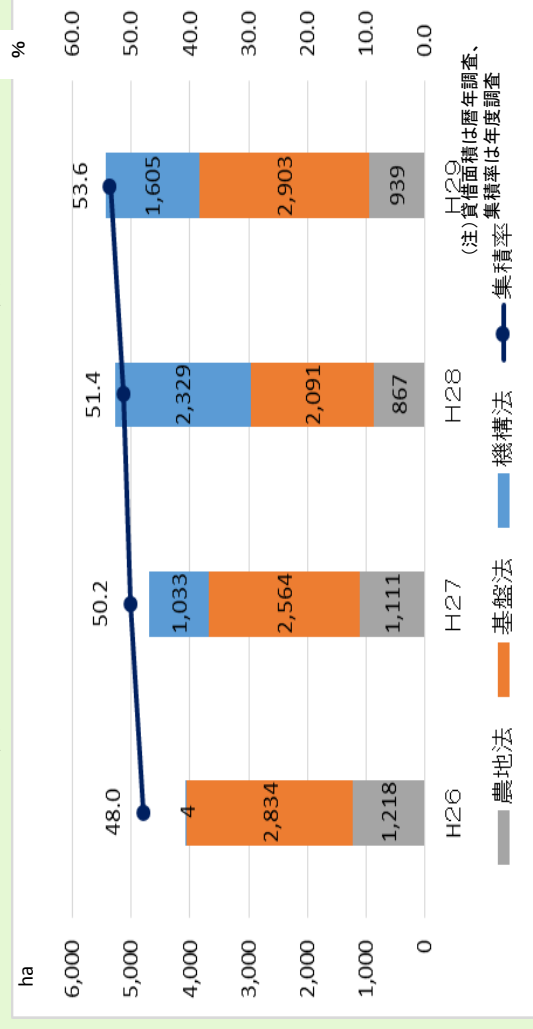
平成30年7月10日

青 森 県

【現状】

- ▶ 本県では、担い手に農地の9割を集積・集約化するため、農地中間管理事業による農地の利用集積と有効活用を進めている。
- ▶ これまで、集落営農法人や大規模経営体などをターゲットに事業活用を働きかけ、担い手への農地集積率は、平成29年度で53.6%となっている。
- ▶ 法令別農地の貸借面積では、農業経営基盤強化促進法による貸借が2,903haと最も多く、次いで機構法が1,605haとなっている。
- ▶ 事業初年度（平成26年度）から29年度までの農地と受け手の所在地別の農用地利用配分計画の認可割合は、約9割が同一市町村内である。

＜法令別農地の貸借面積及び担い手への農地集積率＞



＜農地と受け手の所在地別農用地利用配分計画の認可割合＞



【課題】

- 農地法又は農業経営基盤強化促進法による農地の貸借の場合、手続きが約1か月で完了するのに対して、農地中間管理事業による貸借の場合は、機構への貸付手続きに加え、配分計画の審査、公告縦覧に約2.5か月の期間を要し、農業者から敬遠される傾向がある。
- 農用地利用配分計画において、農地と受け手の所在地が同一市町村である割合が全体の約9割を占めており、市町村からは手続期間の短縮のため、自ら認可できるよう要望が出ている。

〈参 考〉

- 平成26年度から農用地利用配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。
- 市町村は、農業委員会とともに地域の話し合いや協議の場に参加して、担い手の営農状況を把握するとともに、利害関係人ら地元での調整を十分に行ったうえで、意見集約をしている。
- 農地の出し手から機構への農地集積については、その計画について農業委員会の決定を経て市町村が公告している。

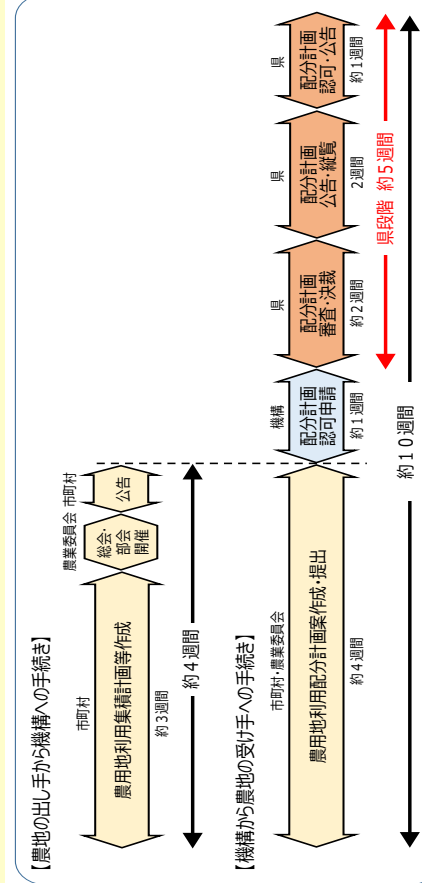
【提案内容】

- ◎ 農地中間管理事業における農用地利用配分計画認可の県から市町村への権限移譲及び縦覧期間の短縮又は廃止
- 農地の所在と貸借権の設定等を受ける者の住所が同一市町村の場合は、
 - ① 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による知事の認可について、当該市町村長が認可ができるよう改正すること
 - ② 手続簡略化のため、配分計画の縦覧期間を短縮又は廃止するよう改正すること

【現行】

○ 農地中間管理事業による貸借の手続期間

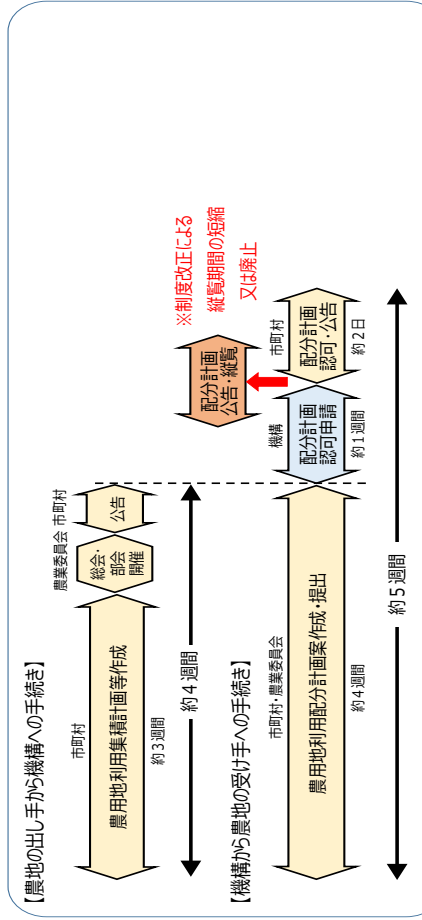
農地中間管理機構と農地の受け手との手続きにおいて、計画の審査や公告、縦覧など県段階の手続きに約5週間を要し、全体で約10週間（約2.5か月）の期間となる。



【見直し後】

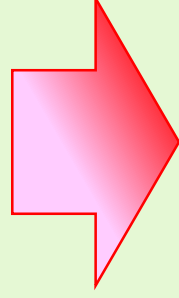
○ 認可権限を市町村へ移譲した場合の手続期間

県段階の手続きが不要となり、全体で約5週間に短縮される。



【期待される効果】

- ・ 地域の話し合いや協議の場に参加して地元での調整を十分に行っている市町村に権限が移譲されることによって事業の効率化が図られる。
- ・ 県段階の審査・縦覧・公告までに要する期間が短縮され、利用者の利便性が向上する。



農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約の加速化

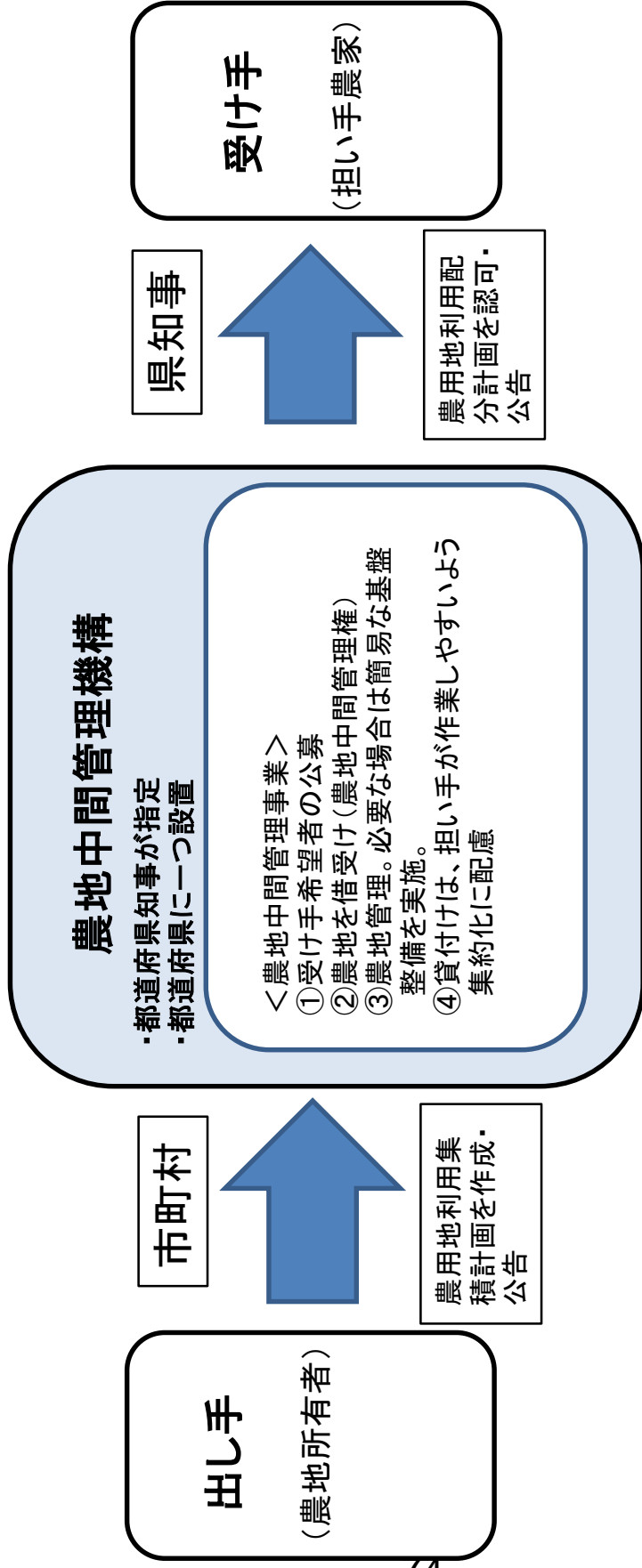
平成30年度 農地中間管理事業の見直しに関する提案

1. 農用地利用配分計画の県知事認可に係る縦覧の廃止
2. 利用権の存続期間延長手続の緩和



平成30年7月10日
秋田県

農地中間管理事業の概要



必要書類等

■農用地利用集積計画

- (農業経営基盤強化促進法第18条)
- ・利用権設定を受ける者からの申出書
 - ・利用権設定明細書、関係権利者からの同意
 - ・登記全部事項証明書 等

■農用地利用配分計画

- (農地中間管理事業の推進に関する法律第18条)
- ・賃借権又は使用貸借による権利の設定関係を記載したもの
 - ・賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等を記載したもの
 - ・(法人の場合)賃借権の設定等を受ける法人の農業経営状況等を記載したもの及び定款 等